

# 知的財産仲裁シンポジウム

「知的財産侵害訴訟の実務について」開催のご案内

東京地裁における最近の侵害訴訟審理の動向について  
(進歩性を中心とした無効理由の審理判断に力点を置いて)

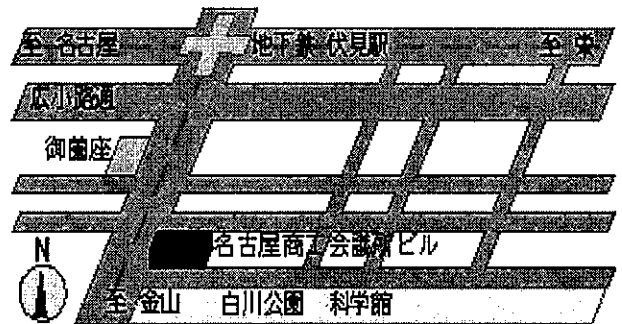
講師 清水 節 判事 (東京地方裁判所)

特許権侵害訴訟では、「キルビー事件」最高裁判決を契機に、特許法104条の3が新設されて以降、被告が特許無効の抗弁を主張し、裁判所がこれを認容するケースが増えたため、権利者が訴訟提起を躊躇するケースが増加していると指摘されています。

そこで、今回は、第1審における知財侵害訴訟の実務、とりわけ進歩性を中心とした無効理由の審理判断に関して、清水判事の講演会を開催致します。清水判事は、上記キルビー事件に東京高裁判事として関与され、現在は東京地裁の知財部部総括判事を担当しておられます。

清水判事から侵害訴訟の現状をうかがうことは、知財訴訟の実務を知る上で極めて有益と考えます。多数のご参加をお待ちいたしております。

日 時 2009年10月23日(金)  
午後3:00~5:00(開場2:30)  
場 所 名古屋商工会議所 2階ホール  
参加費 無 料  
参加人員 500名(申込先着順、定員に達した場合、締切日前に受付を中止させていただきます。)  
参加方法 10月16日(金)までに下記申込書に記入のうえ事務局宛FAXにてお申し込み下さい。



問合せ先 〒460-0008 名古屋市中区三の丸1-4-2 日本知的財産仲裁センター名古屋支部事務局  
TEL:052-203-1651 FAX:052-203-0714  
主 催 名古屋商工会議所、愛知県弁護士会、日本弁理士会東海支部、  
日本知的財産仲裁センター名古屋支部  
後 援 中部経済産業局、愛知県、名古屋市、(社)発明協会愛知県支部、弁護士知財ネット

日本知的財産仲裁センター名古屋支部 事務局行 (FAX:052-203-0714)

知的財産仲裁シンポジウム参加申込書 切り離し不要、そのままFAX下さい

ふりがな	複数ご参加の場合は代表者のお名前をご記入下さい	
ご氏名	合計	名
ご連絡先(弁護士弁理士以外) TEL:	E-mail:	
ご職業 <input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> 弁理士 <input type="checkbox"/> 企業団体		
企業団体の方は、企業名 部署をアンダーライン上に記載をお願いします		

※この参加申込書に記載いただいた個人情報、参加人数の把握及び受付、今後同種企画の案内にのみに使用させていただきます。